

ピックアップ

学校給食費等を助成します

区教育委員会では、子育て世帯の負担軽減を図るため、区立学校の給食費を無償化するほか、私立学校就学者等がいる世帯へ区立学校給食費相当額を給付金として、年3回に分けて支給します。

●区立学校就学者(無償化)

保護者から給食費を徴収せず、全額公費で負担します(手続き不要)。

●私立学校就学者等(給付金)

給付金を受給するには、**右下記**手続きが必要です。第1回支給の対象世帯には、5月下旬に案内通知を発送します。

対 次のいずれにも該当するお子さん

▶ 令和8年度に小学1年生～中学3年生の学齢で、区立学校に在籍していない

▶ 各基準日(**右上記**)に、区教育委員会の学齢簿に記録がある

※区立学校に在籍するお子さんで、食物アレルギー等の理由により給食の提供を受けていない方も対象となる場合があります。
※DV等の特別な事情がある方は、問合せ先へご相談ください。



基準日

▶ 第1回…5月1日、▶ 第2回…9月10日、▶ 第3回…令和9年1月10日

支給額(年額)

▶ 小学生…6万9,000円、▶ 中学生…8万7,000円

申 案内通知に同封の確認書に振込口座を記入し、通帳等の写しを添付の上、7月31日(金)(消印有効)までに返信用封筒で郵送してください。

※昨年度第3回支給を受けた世帯、令和8年1月1日に区に住民登録があり入学祝金を受給した世帯は、原則として、手続きは必要ありません。

問 学校運営課給付金担当(学校運営支援係内) ☎(5273)4297

ひとり親家庭(母子・父子)等の方の相談等を受け付けています

対象の要件や所得制限等詳しくは、お問い合わせください。新宿区ホームページ(**右**二次元コード)でもご案内しています。



◆手当・医療費助成

対 18歳に達する日以後の最初の3月31日までのお子さん(児童扶養手当・医療費助成は、障害児は20歳まで)を養育しているひとり親家庭等の方

▶ 児童扶養手当

手当額(月額) 所得に応じて1万1,340円～4万8,050円。対象のお子さんが2人以上の場合、第2子からは1人につき5,680円～1万1,350円を加算

▶ 児童育成手当

手当額(月額) 対象のお子さん1人につき1万3,500円

▶ 医療費助成

健康保険が適用となる診療・処方を受けた場合の医療費を助成します。

◆助成・相談

●養育費確保支援事業

養育費の取り決めに必要な公正証書等の作成や裁判所への申し立て費用、認証ADRの利用に係る費用、弁護士への相談料の一部を助成します。

対 養育費の取り決めに係る公正証書作成費用等を負担した方で、ひとり親家庭の方または離婚協議中で離婚後にお子さんを扶養する方

※公正証書等の文書は6か月以内に作成したものに限りです。

●東京都母子及び父子福祉資金貸付

就学・就職等の資金を貸し付けます(面接審査あり)。

対 都内に6か月以上在住し、20歳未満のお子さんを扶養しているひとり親家庭等の方

●家事援助者雇用費助成

一時的な残業等を理由に家事援助者を利用する際の雇用費を助成します(利用要件等あり)。

対 義務教育修了前のお子さんを扶養しているひとり親家庭等の方

●ひとり親家庭休養ホーム

指定の宿泊施設と日帰り施設を無料または低額な料金で利用できます。

対 20歳未満のお子さんを扶養しているひとり親家庭等の方とお子さん

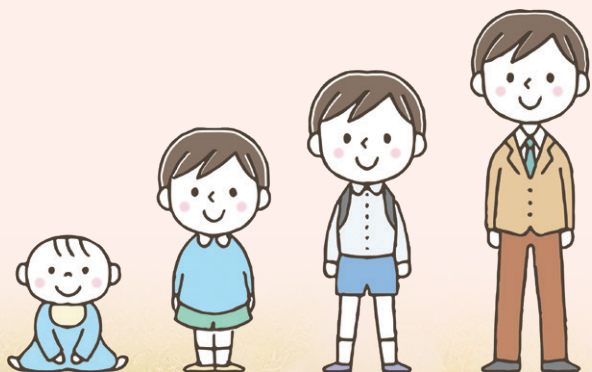
●家庭相談

離婚・養育費等の家庭内の相談を受け付けます。

●ひとり親相談、就労相談

子育ての悩み・学費等の各種相談や、就労・資格・技術取得の情報提供、就労に向けたアドバイス等を受けられます。

対 20歳未満のお子さんを扶養しているひとり親家庭等の方



問 児童育成担当課育成支援係 ☎(5273)4558